

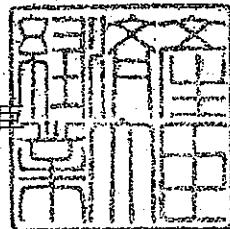
第49回原子力委員会
資料第2・1号

経済産業省

平成19・03・28原第6号
平成19年11月30日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業
の変更許可について（諮問）

日本原燃株式会社 代表取締役社長 児島 伊佐美から、平成19年3月28日
付け濃計発第341号（平成19年10月31日付け平19濃計発第172号をも
って一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(以下「法」という。) 第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、
審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第
1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合している
と認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に
に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。



法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る変更内容について

(1) 付着ウラン回収設備の設置

カスケード設備内に付着しているウランを回収するため、付着ウラン回収設備を設置する。

(2) 貯蔵施設及び最大貯蔵能力の変更

回収したウランを付着ウラン回収容器に充てんし、ウラン濃縮建屋内の付着ウラン回収容器置場に保管する。これに伴い、最大貯蔵能力を変更する。

(3) その他

回収工程で発生する放射性液体廃棄物を保管廃棄するため、ウラン濃縮建屋内の非管理区域である予備室を第1種管理区域に変更し、室名を付着ウラン回収廃棄物室に変更する。これに伴い、ウラン濃縮建屋内の排気風量を変更する。

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は付着ウラン回収設備を設置し、回収された付着ウランの保管を行うものであり、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力に変更はなく、核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

(2) 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する資金について、申請者は、費用負担契約により電力会社からその相当額を受領し、充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。